

—学校給食は教育の一環—

「食」を通して、人間・自然・環境をまなぶ

—小千谷市の中で—

●学校給食法

(1954. 6. 3)

(学校給食の目標)

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標達成に努めなければならない。

- 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(設置者の任務)

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

小千谷市の広井庄一市長が昨年十二月議会に提案した直営・自校方式の中学校給食実施の補正予算案は反対多数で（賛成九・反対十五）で否決された。しかし住民の実現を目指す活動は現在も続いている。

佐藤勝太郎議員に聞いた。

▼「自校方式の中学校給食をすすめる会」（白井敦子代表）の活動は、九五年一二三月議会には、予算案を成立させる必要

月から始まった。署名活動・学校給食とは何かの資料による学習会、講師のはなしを聞く勉強会、視察等々を重ねてきた。それは十年前の市長がセンター方式の学校給食を打ち出してくれたからである。

▼「すすめる会」は、昨年三月の市長選挙で「自校方式の中学校給食」をするという政策を持った候補者を支援し勝利した。

るといっている。

（小坂邦男・研究所所員）



性を訴えるビラを二回配布した。これを

見た市内の元中学校長から白井代表のと

ころに激励の便りが届いた。元校長は現

職時代、給食のない市内の中学校から魚沼の自校方式実施の中学校に転勤した時

の事を、「弁当を新聞紙で隠して食べていた給食の無い生徒と、自校方式の生徒の明るさが違っていた事を今でも鮮明に記憶している」と記してあった。

▼表（学校給食法）第2条・第4条に明記されている事を実現する為に「すすめる会」は活動を今まで以上に強めていくとしている。学校改革問題があり、運動を進める中で、自校方式に賛成する議員の数も変化している流動化状況でこの九月の予算議会で賛成多数を是非勝ち取